

総務大臣 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 竹内 啓

諮問第 272 号の答申
海面漁業生産統計調査の改正について

農林水産省は、海面漁業生産統計調査（指定統計第 54 号を作成するための調査）について、資源回復を目的とした新たな水産政策に対応して、海面漁業における生産実態と生産構造を総合的に把握するとともに、調査の効率的実施を図る観点から、別途統計報告の徴集として実施していた「漁業動態調査」の漁業経営体調査票を統合し、調査範囲・調査事項の変更を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査範囲の変更

調査範囲については、漁業センサス（指定統計第 67 号を作成するための調査）を中心とする水産統計の整合性を図るため、同センサスにおいて海面とされていない琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を調査範囲から除外し、これらの湖沼に係る漁獲量等は、別途統計報告の徴集として実施している「内水面漁業生産統計調査」の中で把握する計画である。

これについては、統計の相互比較性が向上し、水産統計体系の整備の推進に資するものであることから、適当と認められる。

(2) 調査の枠組みの変更

調査の枠組みについては、海面漁業における生産実態と生産構造を総合的に把握するため、本調査の稼働量調査票及び海面養殖業経営体名簿と別途統計報告の徴集として実施していた「漁業動態調査」の漁業経営体調査票を統合し、本調査の中で新たな稼働量調査票による調査を実施する計画である。

これについては、海面漁業における生産実態と生産構造の相互の関連が明らかになり資源回復を目的とした新たな水産政策の展開に資するものであること、重複調査が排除され報告者負担の軽減及び調査実施の効率化が図られることから、適当と認められる。

(3) 調査事項の変更

調査事項については、報告者負担の軽減に配慮しつつ、資源回復を目的とした新たな水産政策等に対応するため、「航海数」や「出漁日数」の操業水域別内訳、「投餌量」の生餌・配合飼料別内訳を追加する一方、「許可番号・承認番号又は漁船登録番号」の削除や水域区分、「種苗販売量」の把握単位の簡素化を行う等所要の見直しを行う計画であり、いずれも適当と認められる。

(4) 集計事項の変更

集計事項については、調査の枠組みや調査事項の変更に応じた表章様式の変更を行う計画であり、これにより海面漁業における生産実態と生産構造の相互の関連が明らかになることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、調査結果の利用の拡大に資する観点から、漁業経営体の様々な属性と漁獲量等を組み合わせた集計の充実を図る必要がある。

2 今後の課題

(1) 他の統計調査との関係

本調査は、海面漁業の生産・就業構造を把握する漁業センサス（海面漁業基本調査）とは独立した形で実施されているが、漁業センサスを中心とする水産統計の体系化や調査の簡素・効率化を図る観点から、平成15年に実施予定の漁業センサスの実施計画の検討に合わせて、漁業センサスとの間の役割分担や位置付けについて検討する必要がある。

(2) 調査方法の情報化の進展への対応

本調査のうち、海面漁業漁獲統計調査調査票（水揚機関用）による調査については、引き続き、職員・自計（又は他計）申告方式による調査を行う計画であるが、近年の水揚機関における情報化の進展にかんがみ、電子的手段による調査の推進を図る必要がある。